

京都市告示第 75 号

住宅地区改良法第5条第2項の規定において準用する同条第1項に規定する事業計画を一部変更しましたので、同法第8条第3項の規定において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年4月17日

京都市長 門川 大作

- 1 住宅地区改良事業の名称 崇仁北部第四住宅地区改良事業
- 2 事業計画決定の年月日 昭和61年3月17日
- 3 事業計画変更の年月日 令和2年3月26日

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)